

税務・労務・金融 各専門機関による

# マイナンバー制度導入対策セミナー

今年 10 月に、国民一人ひとりマイナンバー(12 桁の個人番号)が割り当てられ、平成 28 年 1 月より、「税」、「社会保障」、「金融」、「災害対策」等の行政手続きにマイナンバーが必要となってまいります。それに伴い民間事業所も税や社会保険等の手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱うこととなります。

そこで今回、鳥栖税務署、ハローワーク鳥栖、佐賀銀行の協力を受けて、事業主の方や経理の業務に携わられている方々を対象に「セミナー・相談会」を開催いたします。

又、マイナンバーに関する①国税②労働保険③金融に関する質問や疑問に各説明者が個別相談に応じます。④事業所の対応に関するご質問等については、当所職員がお受けいたします。

この機会を利用いただき企業の更なるご発展に活用いただくため、多くの皆様の参加をお待ちしております。

**日時** 平成 27 年 9 月 28 日(月) セミナー：午後 2 時 00 分～3 時 30 分  
個別相談：午後 3 時 30 分～4 時 00 分

**場所** 鳥栖商工会議所 3 階大会議室  
鳥栖市元町 1 3 8 0 - 5 (鳥栖市役所前)

**説明** 鳥栖税務署、ハローワーク鳥栖、佐賀銀行

**参加料** **無 料** **定員** 60 名 (定員になり次第締め切ります)

**主催** 鳥栖商工会議所中小企業相談所

**共催** 鳥栖税務署、ハローワーク鳥栖、佐賀銀行

**申込** 下記申込書にご記入の上、鳥栖商工会議所までお申込ください。  
**問い合わせ先** TEL (0942) 83-3121 / FAX (0942) 83-8888



## 「マイナンバー制度導入対策セミナー」参加申込書

鳥栖商工会議所  
中小企業相談所 宛

事業所名		TEL	
事業所所在地	〒	FAX	
参加者氏名	①	②	③
個別相談	希望する ・ 希望しない	相談内容	文中の番号でご記入いただいても結構です。

※ご記入頂いた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の名簿作成・実態調査・分析のために利用し、他の目的で利用することはありません。